

令和5年度 第1回会津若松市水道工事担当者研修会次第

主催 会津若松市上下水道局

日 時：令和5年5月24日（水）14:00～16:00

会 場：アピオスペース 大会議室

1. 開会

2. 主催者挨拶

3. 水道工事の施工管理基準等の改正点について （30分）

4. 仕切弁操作要領の策定について （15分）

5. 施工情報システム導入の検証と今後の取組について （20分）

6. 小規模管路DB導入の検証と今後の取組について （20分）

7. （情報提供）本市水道事業における広域連携の取組 （15分）

8. （情報提供）余裕期間制度の新たな方式の試行について （5分）

9. 閉会

令和5年度 第1回会津若松市水道工事担当者研修会 質疑応答

研修内容	【水道工事の施工管理基準等の改正点について】
質疑①	舗装工の確認・立会いは何㎡以上が対象か？又、社内検査も必要か？
回答①	舗装工に関する確認・立会の規模ならびに社内検査の必要の有無については、福島県土木共通仕様書（I）によるものとします。
質疑②	事前の打ち合わせ書の項目等の改正・精査をしてほしい。例：下請けの建設業許可証の掲示はしなくてもよい等。
回答②	福島県や会津若松市契約検査課からの通知などを基に改正・精査をしております。
質疑③	建設リサイクル・産廃関係書類でE表（写し）とA表（写し）を提出していたがE表が返却されていない場合にA表を提出する形でよいのか？水道資材承認願と骨材、合材資材承認願は別々に提出するのか？
回答③	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル、産廃関係書類におけるE表が返却されていない場合について、福島県土木共通仕様書（I）によるものとし、処理が完了している段階までのA表（写し）及びE表（写し）の提出とします。 ・水道資材承認願及び骨材、合材資材承認願の提出については、同時又は別々のどちらでも構いません。なお骨材、合材資材承認願については設計図書で提出を指定していない場合は原本提示で可としております。
質疑④	その他、舗装工の項目追加について、改正内容に舗設時、確認立会とありますが、施工が土曜日の場合は立会可能か？
回答④	舗設時の確認立会における土曜日の対応については、福島県土木共通仕様書（I）によるものとします。
質疑⑤	仮舗装工出来形管理としての厚さ管理は、コア採取にて行うのでしょうか？
回答⑤	会津若松市上下水道局出来形管理基準により管理願います。
質疑⑥	提出書類の簡素化について、提出不要（省略可）とするとなっているが、チェックリストに（管理図表）10点以上は、作成しなければならない様な表記があるが、作成するのであれば、簡素化とはならないのではないのか。また、提出書類をすべて様式化をして、全部の工事が同じ様式での書類提出が出来る様にはならないのか？（任意様式の書類が少しあるので。）すべてが決まった様式だと検査時の指摘も少なくなるのでは？
回答⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡素化については書類作成を適正に行うことを前提に過度な書類作成による負担の是正を目的としており、作成書類全ての取り組みではありませんのでご理解願います。 ・提出書類の様式化については福島県や会津若松市契約検査課からの通知を基に対応しております。

令和5年度 第1回会津若松市水道工事担当者研修会 質疑応答

研修内容	【仕切弁操作要領の策定について】
質疑⑦	作業計画書、報告書の作成とあるが、決まった様式を作成してあるものに記入する様な書類をつくってもらえるのか。
回答⑦	作業計画書及び作業報告書については、様式（Word形式及びExcel形式）を作成しております。なお、様式については対象工事の設計図書に添付いたします。また、様式データについては監督員より受領願います。
質疑⑧	想定しているリスクとあるが、リスクの範囲があいまいになってしまうのではないかと？
回答⑧	会津若松市上下水道局仕切弁等要領第5条にて、弁操作によるリスクの対応区分について記載しております。
質疑⑨	操作対象工事「無」の場合はどのような工事でしょうか？
回答⑨	会津若松市上下水道局仕切弁等操作要領第3条にて対象工事について記載しております。
質疑⑩	弁操作責任者の選定は、これまでの経験年数等は考慮するのでしょうか？概ね何年の経験年数があれば選定の対象者になるのでしょうか？
回答⑩	弁操作責任者につきましては、当面の間、弁操作経験も含めた実務経験年数（概ね10年以上）などをもって判断させていただきます。なお、将来的には実務経験年数などと併せて仕切弁操作研修会の受講者であることも判断の基準としたい考えであります。

研修内容	【施工情報システム導入の検証と今後の取組について】
質疑⑪	GPSについては、同じ位置であっても端末により（スマホとGPS測定器）、若干のずれが生じた事例がありました。このシステムでは影響はないでしょうか。
回答⑪	現在の施工情報システムで使用する端末は「iphone、ipad」に限定しており、GPSに関してはその端末の位置情報を利用しております。GPS精度に関してはこれまでの工事において、ズレが生じていることは把握しておりますが、現状としては端末側を改善しない限り精度向上できない状態になっております。なおGPSについては今後の課題としてメーカー側と精度向上について研究していきます。
質疑⑫	施工情報システムの説明会は、1現場ごとに実施されるのでしょうか？
回答⑫	IoT対象工事に関しては全ての現場に対して説明会を実施していきます。なお説明会は日程等を調整し複数の現場を対象に実施していきますのでご了承ください。
質疑⑬	会津若松市として、上下水道局以外の発注工事（建築、土木等）にも導入は検討したりしませんか？ ※⑤DB方式のようなものも含め
回答⑬	現在のところ上下水道局上水道施設課の発注工事のみでIoT技術を活用した水道工事施工管理を導入しております。

令和5年度 第1回会津若松市水道工事担当者研修会 質疑応答

研修内容	【小規模管路DB導入の検証と今後の取り組みについて】
質疑⑭	特記仕様書改正について、及びDBについて、必要に応じて試掘調査を設計計上するとなっているが、試掘はすべての現場で必要となると思われるので、必要な数の計上をしてもらいたい。 ※一式ではなく、○箇所で計上できないか。
回答⑭	試掘調査につきましては、小規模管路DB方式以外の配水管工事においても、施工上試掘が必要かつ合理的であると判断した場合は費用を計上いたします。 また、設計書での計上方法につきましては、1式で計上させていただきます。なお、試掘箇所につきましては設計図に記載をいたします。
質疑⑮	本方式による工事未経験ですが、管割図を白紙から描くということは可能なのでしょうか？ 発注者が作成しているノウハウを知る機会があればよいと思います。
回答⑮	管割図を白紙から作成することは可能です。また、配管記号等については発注者が使用しているもの（JWCAD等）を活用していただくと作図作業の効率化が図られると考えられます。 なお、管割図の作成方法については講習会を開催するなど、未経験であっても受注しやすい環境を整えてまいります。
質疑⑯	令和5年度より試掘費用を計上して頂く際に箇所数を明記して頂けるのか。また、発注者の箇所数と受注者の設計に掛かる試掘箇所数の増減は変更対象となりうるのか。現在の施行は比較的難易度の低い案件だと思えますが、令和6年度以降に恒常的に発注となれば、街中の難易度が高い設計が求められるれば、当然、試掘箇所が増えると思われる。
回答⑯	試掘箇所数につきましては、質疑⑭に回答のとおりとなります。また、試掘箇所の増減につきましては、会津若松市工事請負約款第18条に基づき対応いたします。

【その他質疑事項等】	
質疑⑰	市町村での配水管布設が融着ポリエチレン管になっているところがあります。耐震性や施工性を考えると配水管に採用してもいいように思いますがいかがでしょうか？（熊本地震では破損力所なし）
回答⑰	本市においては、耐久性や耐衝撃性、さらには伸縮性や可とう性といった耐震性を有するダクタイル鋳鉄管を採用しております。配水ポリエチレン管については配水管工事の使用管種として採用をしておりますが、今後は本市水道経営の動向を見極めながら採用について検討してまいります。
質疑⑱	簡易土留工の積算時・設計では、木製矢板になっておりますが実際使用するものは軽量鋼矢板となりますか原設計の変更はないのでしょうか？
回答⑱	上水道工事においては、埋設深度が浅いため土留工の使用は比較的少ないのが現状ですが、既設管との接続や伏越し部などにおいて掘削深が1.5mを超える場合に任意仮設として木矢板による土留工を計上しております。なお、現場にて軽量鋼矢板等を使用する場合においては、承諾行為により使用可能としております。

令和5年度 第1回会津若松市水道工事担当者研修会 質疑応答

<p>質疑⑱</p>	<p>夜間工事の作業時間は21時から6時となっておりますが、県発注工事などは20時から5時になってます。変更してもらう事は可能なのでしょうか？</p>
<p>回答⑱</p>	<p>夜間工事の作業時間については、事前に道路管理者や警察署、町内会などと打合せの上決定しております。なお、施工上、作業時間を変更する必要がある場合は、関係機関などと打合せの上、その結果に基づき、会津若松市工事請負契約約款第18条により対応いたします。</p>
<p>質疑⑲</p>	<p>余裕期間が最大90日となっておりますが、発注案件全てに90日適用されるのでしょうか。違うとするならば、根拠を示していただくことは可能でしょうか。</p>
<p>回答⑲</p>	<p>余裕期間については、発注する対象工事毎に90日を超えない範囲で設定しております。</p>
<p>質疑⑳</p>	<p>研修会にて、質疑の時間をつくってほしい。回答ができないものなどは後日回答でもいいので。</p>
<p>回答㉑</p>	<p>質疑の時間については、総合的な研修時間などを考慮し、今後もアンケートと併せて用紙配付により対応させていただきます。なお、今後は研修会後の提出も可能となるよう、メールアドレスやFAX番号等を用紙に記載し対応させていただきます。</p>